

# 「困ったなあ」に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

離婚していない娘が  
別の男性の子を身ごもって…

娘のことのご相談です。  
娘は28歳。3年前に恋愛結婚をし、しばらくは仲が良かつたのですが、性格の不一致というのか喧嘩が絶えなくなり、たまたま暴力も振るわれるとかで、家を出て私たちの所に戻ってきて1年になります。

私たちも古い家なので世間体もあり、話し合いをして、どうしても駄目ならきちんと離婚したらとか言っていたのですが、夫が堅い所に勤めていて離婚は嫌だと言っているらしく、娘も一応毎月の仕送りは受けていてし、パートにも行つて気ままにしているので、つい私たちも様子見をしていました。

失礼ながら話を伺つてちょっと絶句してしまいました。  
最近親御さんが相談に見えられることが多いのですが、産む産まないは娘さんご自身の問題なので、娘さんから話を聞かないとなんとも答えられないというのが本当のところです。

ですから以下はあくまで一般論としての回答になります。

婚姻中に懐胎した子については、戸籍上の夫が父親であると推定され、この推定は離婚後300日以内の出産にまで及ります（民法772条）。子を手厚く保護しようとする趣旨なのですが、つまりは出生届を出せば自然に夫の戸籍に入つてしまふのです。夫は出生を知った時から1年内に嫡出否認の訴えを起こせますが（774条）、それを過ぎれば夫の子のままでです。

いずれにしても再婚したいのであればまずは離婚しなければ始まりません。早急に離婚協議に入らなくては。事情も話さざるをえないでしょう。激怒されてしまうを要求されるくらいは感謝料を



ところが先日、娘の様子がおかしいので聞いたとしたところ、妊娠したらしいと言うのです。妊娠したらしいと云うのかと驚いたら、そうではなく、パートで知り合った男性と付き合つていて、その人の子だと言うのです。一体どうするのかと聞いたら、その人は独身で自分とのことも真剣に考えているので結婚するつもりだし、初めて出

来た子なので是非産みたいと言うのです。  
たしかに最初の子を中絶したから不妊になつたという話も聞くし、私たちにも初孫になるので産んでもいいとは思うのですが、なにせ籍は入つたままだし、一体どうすればよいのか分からず、恥ずかしい話ですが相談に参りました。

当然覚悟せねばなりません。その後で6ヶ月を待てば再婚できます（733条）。

もし別居中、夫との間にまつたく性交渉がなかつたというのであれば（あつたのなら無理ですよ）、あえて出生届を出さずにおいて、子を代理して夫に対して親子関係不存在確認の訴えを起こすのが、現行法下で考えうる最良の方法かと思います。その際の問題点は2つ。届を出さないことが過料（刑罰ではありません）の対象になりうること、もう1つは子供の医療について保険適用がなく自費になるということです。